

「部分引渡し特約条項（単年度工事中）」

（この契約の特則）

第56条 指定部分に係る工事が第38条の規定による読替え後の第31条第2項の検査（以下「しゅん功検査」という。）に合格している場合においては、第34条第1項中「請負代金額の10分の4以内の前払金」とあるのは「発注者が定める契約書別紙記載のその他の部分に係る前払金」と、同条第3項中「請負代金額の10分の2以内の中間前払金」とあるのは「発注者が定める契約書別紙記載のその他の部分に係る中間前払金」と、同条第5項及び第6項中「請負代金額」とあるのは「発注者が定める契約書別紙記載のその他の部分に係る請負代金額」と読み替えてこれらの規定を適用する。

第57条 この契約における部分払金は、第37条第6項の規定にかかわらず、次の式により算出した額の範囲内とする。

$$\begin{aligned} &= \left(\begin{array}{l} \text{第37条第1項の請負} \\ \text{代金相当額のうち指} \\ \text{定部分に係る請負代} \\ \text{金相当額} \end{array} \times \left(\frac{9}{10} - \frac{\text{指定部分に} \\ \text{係る前払金}}{\text{指定部分に} \\ \text{係る請負代金額}} \right) - \begin{array}{l} \text{指定部分に係る} \\ \text{前回までの部分} \\ \text{払金額の合計額} \end{array} \right) \\ &+ \left(\begin{array}{l} \text{第37条第1項の請負} \\ \text{代金相当額のうちそ} \\ \text{他の部分に係る請} \\ \text{負代金額} \end{array} \times \left(\frac{9}{10} - \frac{\text{その他の部分に} \\ \text{係る前払金額}}{\text{その他の部分に} \\ \text{係る請負代金額}} \right) - \begin{array}{l} \text{その他の部分に係る} \\ \text{前回までの部分払金} \\ \text{額の合計額} \end{array} \right) \end{aligned}$$

2 指定部分に係る工事がしゅん功検査に合格している場合においては、前項の規定のうち指定部分に係る算出はしないものとする。